

## 各専門部会等取組状況報告書

専門部会名	児童教育支援部会
担当する「ながふく障がい者プラン」の重点施策	⑤ 乳幼児期からの療育支援体制の整備 ⑥ 各保育園への巡回相談(長久手市保育所等巡回相談支援事業)
協議内容	<p>1. 平成29年度児童教育支援部会について            第1回 実施日時 平成29年9月22日(金)            第2回 実施日時 平成30年3月16日(金)            (1)児童発達支援センター設置に係る作業部会報告            児童発達支援センター設置に係る作業部会について、実施報告を行った。            (2)長久手市第1期障がい児福祉計画について            児童福祉法の一部改正に基づき、平成30年度から平成32年度の3年間の第1期障がい児福祉計画を策定し、以下の5つの基本的方向性を示した。            ①児童発達支援センターの設置            ②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築            ③障がいのある児童に対する子ども・子育て支援の提供体制の整備            ④医療的ケアを必要とする児童のための協議の場の設置            ⑤重症心身障がい児のための支援体制の整備            (3)放課後等デイサービスの報酬区分の導入について            平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う放課後等デイサービスの報酬区分の導入について、説明を実施した。            (4)放課後等デイサービスガイドラインについて            放課後等デイサービスに係る厚生労働省令の改正による、事業所の事業実施状況について状況把握を行なった。            各事業所より、有資格者の確保の困難さ、報酬区分導入による収入減見込みについて報告がされた。</p> <p>2. 平成30年度児童教育支援部会について            第1回 実施日時 平成30年6月25日(月)            (1)児童発達支援センター設置に係る作業部会報告と児童発達支援センター運営基本計画(案)の策定状況について            児童発達支援センター設置に係る作業部会にて作成した児童発達支援センター運営基本計画(案)【別添】について説明し、平成29年11月10日より始まった本作業部会は平成30年5月16日の第7回作業部会をもって終了することを報告した。            (2)児童教育支援部会の作業部会設置について            つなぐ部会・事業所部会(ささえる部会に名称変更)の設置について提案し、部会での承認を得た。            ①つなぐ部会            児童発達支援センター設置に係る作業部会を引き継ぎ、広義の療育支援体制の検討を行い、連携強化していくことを目的とする。            ②ささえる部会            制度改正等に伴う情報共有、事業所間及び地域における社会資源の連携強化を目的とする。            (3)放課後等デイサービス報酬区分導入について            報酬区分導入に伴う当該児童に対する日常生活状況の調査方法について、今後は、サービス等利用計画案作成時に相談支援専門員により実施されることを報告した。</p> <p>3. 作業部会報告            ①つなぐ部会            第1回 9月26日(水)            児童発達支援センター設置に係る作業部会及び障がい者自立支援協議会事務局会議で抽出された課題について            第2回 11月28日(水) 各部門の連携に関する状況について            第3回 1月23日(水)            第4回 2月27日(水)            ②ささえる部会            第1回 9月12日(水)            学校における障がいのある児童を支える仕組みについて・スクールソーシャルワーカーの役割について            第2回 10月10日(水) 事業所における取組報告            第3回 11月20日(火) 救急法・応急処置            第4回 12月12日(水) 事業所における取組報告            第5回 1月9日(水) 知的・発達障がい児の基本的理解</p>

	<p>4. 重点施策の進捗状況 「療育支援体制の整備」については上記のとおりであり、「各保育園への巡回相談(長久手市保育所等巡回相談支援事業)」については、長久手市障がい者相談支援センター相談員が実施。平成29年4月～平成30年3月の実績は0件。</p> <p>5. 今後について 「療育支援体制の整備」については、つなぐ部会での検討を継続。 また、新たに策定された長久手市第1期障がい児福祉計画(案)を受け、④医療的ケアを必要とする児童のための協議の場の設置 ⑤重症心身障がい児のための支援体制の整備について取り組む必要がある。 「各保育園への巡回相談(長久手市保育所等巡回相談支援事業)」について、巡回相談の実績は0件となっているが、児童新規相談件数は増加傾向にあることから、福祉サービス利用及び障がい者基幹相談支援センターの周知が進んだことにより、障がい者基幹相談支援センターへの直接相談という形で相談支援が普及しているものと思われる。</p>
今後の課題、取組	長久手市における療育支援体制の整備 医療的ケアを要する重症心身障がい児のための支援体制の整備

所属	社会福祉法人長久手市社会福祉協議会
部会長	鈴木 聖美